

損しないための

投票のスズメ

※1 若年世代の投票率が1%下がると、若年世代は高齢世

代より一人当たり年間13万5千円の損をするという試算

※2 が出ています。私たちの未来は、私たち自身の1票がつかります。一人一人がどのような未来をつくりたいかを描き、投票に行くことが大切です。

政治不参加のペナルティ

近年、投票率の下降が止まりません。衆院選の全国の投票率は昭和55年をピークに下降に転じ、平成26年の選挙では52.66%と過去最低を記録。特に20〜40歳代が5割を割り込み、20歳代は32.58%と世代別で最低。昭和42年の半分以上

下になっています(図1)。

そんな中、経済学が専門の東北大学教授・吉田浩さん(51歳)が、若年世代の投票率低下と世代間の格差拡大との関連を調査するため、昭和42年からの国政選挙結果を分析しました。

それによると若年世代の投票率が下がり続けられれば、将来

票できる「期日前投票」があります。私たちの暮らしのルールである法律などをつくる議員や、その法律に沿って暮らしをつくる地方自治体の長などは選挙

でのみ選ばれます。私たちの多くが抱く「自分の暮らしを良くしたい」という意思は、投票でしか示せません。

選挙権が18歳以上に

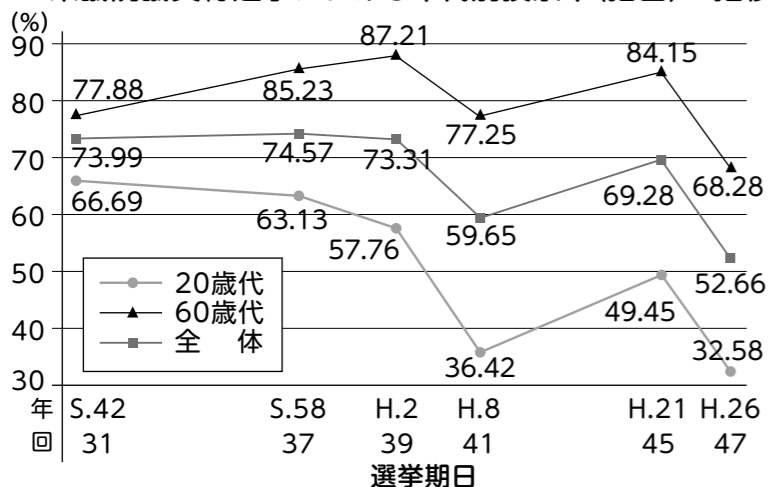
この夏の国政選挙から「投票権」を持つ年齢が、現在の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。選挙年齢の引き下げは実に70年ぶりのことで、有権者が新たに約240万人増えることになりま

す。この背景には、世界の約9割の国々で選挙権年齢は18歳

以上という国際基準に合わせようとしたことに加え、若い世代の意見を政治に取り入れようとした狙いがあります。

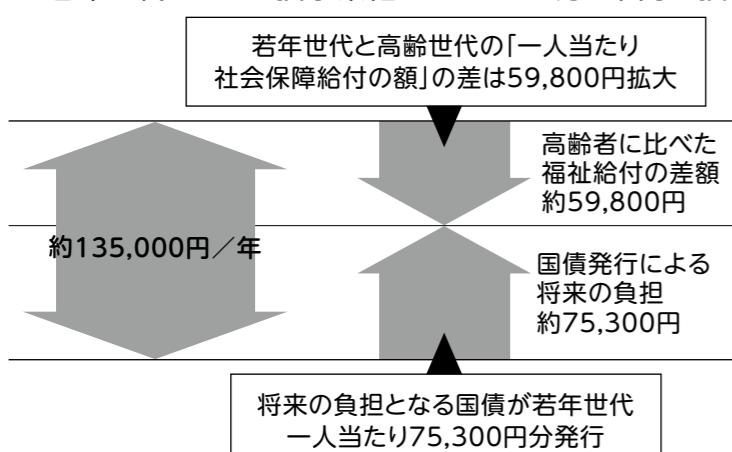
新たに選挙権を持つ若者に、未来を変える権利が与えられることになる今月の参議院議員選挙。どの世代も、損しないため、今こそ投票に行く意味をあらためて考え「自分だけの1票」を納得いく形で投じてみませんか。

図1 衆議院議員総選挙における年代別投票率(抽出)の推移



出典:第46回衆議院議員総選挙全国意識調査(公益財団法人明るい選挙推進協会)を元に作成

図2 若年世代は1%の投票棄権でおよそ13万5千円の損



出典:年齢別投票率の違いが世代間の格差を拡大している可能性(吉田浩、平成25年)

福岡県立光陵高校3年 今福 世菜さん

違和感を覚えますが投票を楽しみます



今度の参議院議員選挙、投票に行きます。世の中のいろいろなことを決めていくための1票を、私も持っていると思うと投票が楽しみです。でも、投票は20歳の大人になってからというイメージだったので、私たち18歳の高校生が投票してもい

いのかな、と違和感も少しあります。選挙のことは学校の学習会で習いましたので、友達とも会話に上がります。各政党の経済施策や子育てのことなど、これから街頭演説やインターネットなどで学び、選挙に参加します。



▲光陵高校で行われた選挙の学習会の様子。水産高校でも同様の学習会が行われていた。

投票日は 7月10日(日)

投票できる人

平成10年7月11日までに生まれた日本国民で、次の①または②の要件を満たす人です
(今回の選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます)。

①平成28年3月21日以前から福津市に引き続き住み(転入の場合も平成28年3月21日までに転入届を出している必要)

福岡県立水産高校3年 大重 泉希さん



選挙権年齢が18歳からなるということ、テレビで見えて知っていました。投票ってというと、難しそうとか、堅苦しそうとか、そんなイメージがあつて構えていましたが、学校の学習会で勉強してみると、簡単なことと理解でき、

安心してました。当日は母といっしょに投票に行こうと思つてます。政党や立候補者が、どのような考えを持ち、何を主張しているのか、まだよく分かっていないので、投票に行く前にいろいろと調べてみようと思つています。

があります(、住民登録をしている人のうち、市の選挙人名簿に登録されている人
②平成28年3月22日以降に転出した人で、転出前に引き続き3か月以上住民登録している人のうち、市の選挙人名簿に登録されている人

投票所入場券を郵送しています

投票できる人には入場券を郵送しています。この入場券に

は、投票所の場所と投票日時を記載しています。入場券が届いたら、まず投票所を確かめてください。もし入場券が届かないなど、分からないことがありましたら市選挙管理委員会へ御連絡ください。

期日前・不在者投票

投票日に仕事や旅行、入院などで投票所に行けない人は、次の投票期間内に期日前投票

か不在者投票をすることができます。

投票期間

6月23日(木)～7月9日(土)
※土曜・日曜日でもできます

時間

午前8時30分～午後8時

場所

○市役所別館1階大ホールまたは津屋崎行政センター大会議室 ※これまでとは場所が変更になっています。御注意ください。

投票所入場券を持ってきてください。入場券裏面の「期日前投票請求書・宣誓書」を事前に書いておくと、受付が早く済み便利です。入場券が届いていない場合でも、係員に申し出て請求書・宣誓書に記入すれば投票ができます。ただし、本人を確認できるものが必要です。

なお期日前投票は、ふくつミニバスを無料で利用できます。乗車時に入場券を運転手に提示し、チケットを受けてください。投票所で受付時に帰りのチケットをお渡します。

出張・旅行先

市選挙管理委員会に準備している「期日前(不在者)投票請求書・宣誓書(※投票

所入場券の裏面ではありません)で、投票用紙を請求してください。投票用紙などを滞在地に郵送しますので、それを持って滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。

郵便による投票

身体に重度の障がいがある人や介護を必要とする人で、投票日当日に投票所での投票が困難な人は、郵送で投票ができます。ただし事前の登録が必要です。詳しくは問い合わせください。

代理投票

身体障がいなどで文字が書けない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が本人に代わって投票用紙の記入を行います。どの候補者に投票したか、他人に漏れることは絶対にありません。

点字投票

目の不自由な人は点字で投票ができます。遠慮なく投票所係員に申し出てください。

投票所の御案内

選挙当日の投票時間 7:00~20:00

私たちの声を国政に届ける大切な選挙です。棄権がないよう、また、選挙違反がないよう心がけ、あなたの大切な1票を生かしてください。

※事前に郵送した入場券をよく確認し、投票所を間違えないように御注意ください。

問い合わせ 福津市選挙管理委員会(市総務課内) ☎43・8196

<p>【第2投票所】福間会館 【対象行政区】昭和1、西福間1、古町、大和2</p>	<p>【第3投票所】福間小学校体育館 【対象行政区】南町、緑町、本町、福間松原</p>	<p>【第4投票所】福間中学校体育館 【対象行政区】花見1~4</p>
<p>【第5投票所】福間南小学校体育館 【対象行政区】両谷、原町1~3、有弥の里1・2、日時野1~6</p>	<p>【第6投票所】上西郷小学校体育館 【対象行政区】畦町、本木、舍利蔵、内殿、上西郷</p>	<p>【第7投票所】神興東小学校体育館 【対象行政区】津丸、久末、八並、若木台1~6、桜川、あけぼの</p>
<p>【第8投票所】神興小学校体育館 【対象行政区】冠、小竹、東福間1~11、高平</p>	<p>【第9投票所】市中央公民館 【対象行政区】通り堂、手光、光陽台4~6</p>	<p>【第10投票所】津屋崎行政センター 【対象行政区】渡、天神町、岡の2・3、新町、北の1・2、堅川、東町1・2、新東区</p>
<p>【第11投票所】津屋崎小学校多目的ホール 【対象行政区】在自、須多田、大石、生家、梅津、末広、新成区、五反田、星ヶ丘</p>	<p>【第12投票所】宮司公民館 【対象行政区】善福、的岡、宮司1~3、宮司西、宮司ヶ丘</p>	<p>【第13投票所】勝浦小学校音楽教室 【対象行政区】奴山、桂区、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜</p>